

佐世保市公告第207号

公募型企画提案（プロポーザル）方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月17日

佐世保市長 宮島 大典

1 業務名

佐世保市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務

2 業務概要

佐世保市と事業者の官民協働事業として、おくやみに関する手続きを一覧にまとめた「おくやみハンドブック」を作成し、佐世保市へ無償提供する

3 履行期間

協定締結日から令和7年9月30日まで

4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者としてします。

- (1)「佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領」による指名停止期間中でないこと
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立て又は 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (3)次のアからオに該当しない者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる
 - イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる(4)業務を適切に実施できる信用力、継続して運営する資力、財務体力を有すること
- (5)掲載広告について、事業者で広告内容を審査できる体制が整えられていること
- (6)租税の滞納の無いもの

5 企画提案書等の提出期限及び提出場所

(佐世保市ホームページ掲載の佐世保市おくやみハンドブック無償提供者募集要領参照)

6 問い合わせ先

〒857-8585

佐世保市八幡町1番10号

佐世保市市市民生活部 戸籍住民窓口課

電話0956-24-1111

FAX0956-37-6133

メールアドレス:koseki@city.sasebo.lg.jp